

喜多方市教育委員会共催・後援等承認要綱

(目的)

第1条 この要綱は、喜多方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の共催・後援等承認に必要な基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号のとおりである。

(1) 共催

教育委員会が各種団体または個人と共同で企画し、運営・実施する場合、及びその他特に教育長が必要と認めて開催する場合をいう。

(2) 後援

要綱の基準に照らして適当と認めたとき、名義使用に限って承認する場合をいう。ただし条例等の定める会場使用料減免措置がある場合は、その適用を受けることができる。

(3) 協賛

要綱の基準に照らして適当と認めたとき、名義使用に限って承認する場合をいう。

(4) 推奨

映画等の作品が特にすぐれていて、公に供するに適当と認めたとき、名義使用に限って承認する場合をいう。

(基準)

第3条 共催・後援等の基準は、教育上、公に供するに適当と認められ、次の要件に適しているものとする。

(1) 販売行為・企業・団体・または個人の利益誘導とならないこと。

(2) 主義主張が偏向していないこと。

(3) 特定の宗教活動に関するものでないこと。

(4) 公共の福祉に反しないものであること。

(5) 法令、規則等に違反するものでないこと。

(申請)

第4条 共催・後援等を受けようとする者は、すみやかに、申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(審査と通知)

第5条 教育長は、申請書を審査し、適当または不適当と認めたときは、それぞれ、その旨を申請者に通知する。

(承認と取消)

第6条 承認された者は、公にする印刷物等を、事前に提出し、第3条の確認を受けなければならない。もし、抵触している場合は、教育委員会は承認を取り消すことができる。

(報告)

第7条 事業の終了後、すみやかに実施報告書（様式第2号）にて報告するものとする。

(準用)

第8条 この要綱は、教育委員会所管のすべてに準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、喜多方市教育委員会共催・後援等承認要綱の規程によりされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。